



経済教育サミットで「今後の金融経済教育」について講演する伊藤大臣 (7月9日)



シーファー駐日米国大使の表敬訪問を受ける伊藤大臣 (7月6日)

→ [P9](#) に関連記事

目次

【トピックス】

- EUにおける我が国会計基準の国際会計基準との同等性評価をめぐる状況について 2
- 偽造キャッシュカードに関するスタディグループ最終報告について 5
- 保険会社向けの総合的な監督指針(案)について 7
- 金融経済教育に関する論点整理について 9
- 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令について 13

【集中連載】

- 金融検査に関する基本指針の概要について (第3回「パブリック・コメント等を踏まえた主な修正」、「17事務年度より実施する検査上の運用改善について」) 15
- 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取り組み実績と総括的な評価について (第1回「金融機関の取り組み実績」) 19

【法令解説】

- 証券取引法 (平成17年6月22日成立、平成17年6月29日公布) 25
- 金融先物取引法及び政府令 (平成17年7月1日施行) 27

【特集】

- 「金融検査評定制度」について 33

【金融ここが聞きたい!】

- 40

【お知らせ】

- 金融庁にアクセス! 子ども見学デーの参加者募集について 42
- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中 42
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内 42
- 金融サービス利用者相談室の立ち上げについて 43

【6月の主な報道発表等】

- 45

【トピックス】

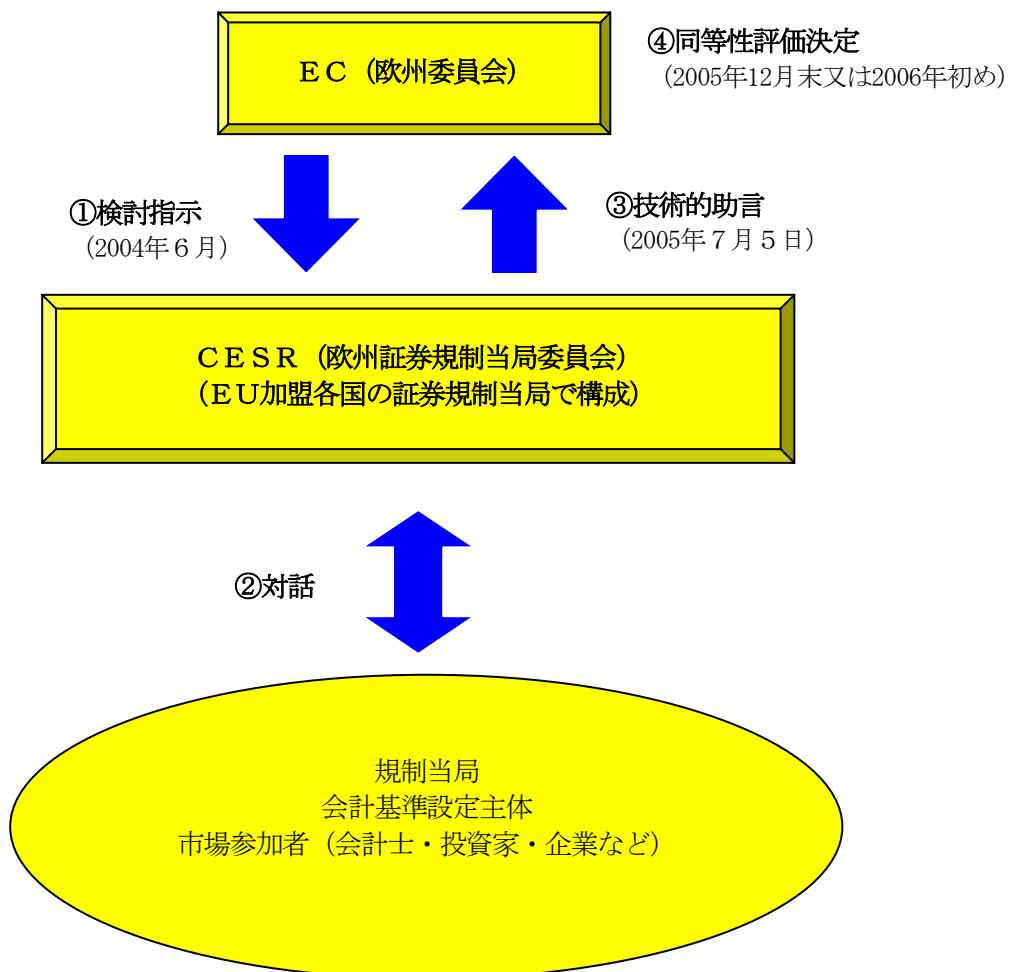
EUにおける我が国会計基準の国際会計基準との同等性評価をめぐる状況について

1. EUによる会計基準の同等性評価を巡る動き

(1) 同等性評価決定プロセスの全体的な流れ

- ① EU（欧州連合）は、EU域内の金融市場統合の一環として、2005 年から、EU域内に上場するEU企業に国際会計基準（IAS）の使用を義務づけたところです。
- ② 一方、域内で資金調達（公募・上場）を行う日本企業を含む外国企業に対しては、2007 年1 月以降、国際会計基準（IAS）又はIASと同等の会計基準の使用が義務づけられることとなっています。
- ③ このため欧州委員会（EC）は、2005 年 12 月末又は 2006 年初めまでに、日本・米国・カナダの各会計基準とIASとの同等性評価を決定する予定です。

【同等性評価決定プロセス】



(2) EUにおける最近の動き

- ① ECは、同等性評価の最終決定に先立ち、EU加盟国の証券規制当局で構成される欧州証券規制当局委員会（CESR：「シーザー」と呼ばれる。）に対して、2004年6月末に、各会計基準とIASとの同等性について専門的な意見（技術的助言）も出すよう指示を出し、これを受けてCESRは、次のようなプロセスを経て、2005年7月5日に日本・米国・カナダの各会計基準の同等性評価に関する技術的助言を公表しました。

時期	
2005年2月3日	同等性評価に関する一般的な定義やその方法を定めた概念資料を公表。
2005年4月27日	技術的助言（案）を公表し、5月27日を期限として、パブリック・コメントを求める。
2005年7月5日	技術的助言を公表。

- ② CESRが7月5日に公表した技術的助言では、我が国会計基準について、米国・カナダの各基準とともに、全体としてIASと同等であると評価した上で、一定の補完措置（追加的な情報開示）をとる必要があるとされています。

2. 金融庁の考え方及び対応

- (1) 金融庁は、次のような観点から、我が国会計基準のIASとの同等性が認められるよう、企業会計基準委員会（ASBJ）など国内の官民の関係者と連携・協力し、EUに対して働きかけを行ってきています。

- ① 同等性評価は、我が国会計基準の国際的信頼性に関わる問題であること（我が国会計基準は、「会計ビッグバン」などを通じて急速に進展し、国際的な会計基準と整合的で同等なものとなっています。）
- ② 我が国企業等のEU資本市場へのアクセスの可能性に関わる問題であること（日本企業は、従来から、株式や債券の上場など、EU市場において活発な資金調達活動を行っています。）

- (2) このような働きかけの一環として、金融庁は、技術的助言（案）の公表後にCESRが主催した公聴会（5月18日）にASBJなどの関係者とともに参加するとともに、5月27日には、当該技術的助言（案）に対してパブリック・コメント・レターを発出し、積極的な意見発信を行いました。

※ これら公聴会の参加及びパブリック・コメント・レターにおいては、我が国会計基準とIASとの比較を行うに際しては、両者の真に重要な相違のみに焦点を絞るべきであるとの意見を述べるとともに、CESRが技術的助言（案）において求めている一定の追加的な開示は、企業にコストと負担をもたらす等の問題点があることを指摘し、その見直しを求めたところ。

- (3) こうした働きかけの結果、7月5日に公表されたCESRの助言では、我が国会計基準は、一定補完措置が求められているものの、全体として、IASと同等であると評価されました。これは、我が国会計基準がこれまでの整備・改善を通じて国際的にも質が高く信頼できるものとなっていることが認められたものと言えます。また、補完措置についても、助言案と比べて多少の改

善が図られました。

- (4) 金融庁としては、今後とも、ECによる最終決定においても、我が国会計基準がIASと同等であると評価されるよう、引き続き、国内の官民の関係者と連携・協力して適切な対応に努めていく考えです。

※ 5月18日の公聴会への参加、5月27日のパブリック・コメント・レターの発出については、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表」から、それぞれ「[CESR（欧州証券規制当局委員会）の公聴会への参加について（我が国会計基準の国際会計基準（IAS）との同等性問題への対応）](#)」（平成17年5月16日）、「[CESR（欧州証券規制当局委員会）の「特定第3国会計基準と国際会計基準（IAS）との同等性に関する助言案」へのパブリック・コメント・レターの発出について](#)」（平成17年5月27日）にアクセスしてください。

※ なお、EUにおける我が国会計基準のIASとの同等性評価の進展状況については、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表」から、「[EUにおける我が国会計基準の同等性評価の進展状況（CESRによる同等性評価の公表）](#)」（平成17年7月8日）にアクセスしてください。

偽造キャッシュカードに関するスタディグループ最終報告について

金融庁において開催している「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」（座長 岩原 紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、先般（6月24日）、[「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書 ～偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心として～」](#)を取りまとめ、公表しました。

1. 被害発生の予防策等に関する基本的考え方

被害発生の予防策等に関する基本的考え方として、最終報告書において、次のような考え方が示されております。

- ① 預金者保護のため、金融機関において一定水準以上のセキュリティを確保するとともに、預金者のカード等の管理意識の向上を図る必要。
- ② 金融機関は、セキュリティ・レベルの向上を前提としつつ、安全性と利便性のこれまでのバランスを見直した、新たなビジネス・モデルを模索する必要。
- ③ ATMネットワークは社会インフラであり、その保護のためにネットワーク参加金融機関に一定水準のセキュリティ確保が必要。
- ④ 標準・評価基準の整備によるシステム・セキュリティ向上のための環境を整備すべき。
- ⑤ 犯人の早期検挙を目指した犯罪対応を徹底すべき。

2. 具体的な被害発生の予防策等

具体的な被害発生の予防策等については、まず顧客サービスに直結する事項として、

- ① ICカード化は望ましい方向。磁気カードを継続するのであれば、セキュリティ補強策が必要。
- ② 4桁暗証に付加した第二の記憶認証の導入は望ましい方向だが、互換性確保等の課題あり。4桁の暗証番号を維持するのであれば、セキュリティ補強策が必要。
- ③ 生体認証は注目すべき第三の認証の仕組み。但し、センシティブ情報の保護等の基本的な問題に加え、技術として成熟途上にあるため、安全性評価基準や運用基準等につき検討が必要。
- ④ 被害の拡大を抑止するために利用限度額を設定すべき。その水準は、基本的には経営判断の問題だが、安全性を重視した場合の一応の参考値として1日あたり50万円という水準がありうるか。
- ⑤ 被害時の顧客からの届出の受付や顧客へのキャッシュカード利用に伴うリスクの説明等、顧客対応の強化が必要。

との考え方が示されています。また、主として金融機関サイドで取り組む事項として、

- ① システム・セキュリティ対策について、標準・評価基準を整備し、監査・評価する仕組みが必要。そのための検討の場を新たに設置すべき。また、事故・犯罪発生に関する情報の共有・分析の場も必要。
- ② 犯罪技術の巧妙化に対応した防犯基準の見直しが必要。
- ③ 被害の早期発見のための仕組みを早急に確立する必要。
- ④ 国際的な業務展開を行っている金融機関は、暗号化等の国際的なセキュリティトレンドに沿った対策が必要。
- ⑤ 被害の偽装対策のため、偽造・盗難補償の実績について、金融機関間で情報交換する仕組み（但し、個人情報保護の観点からの配慮が必要）や警察・金融機関間の具体的協力関係を構築することが必要。

との考え方が示されています。そして、監督サイドで取り組む事項として

- ① 金融機関におけるシステム・セキュリティ対策については、監督指針において位置付けることが必要。

との考え方が示されています。

最後に、犯罪技術について常に巧妙化が進んでいる状況の中で、金融機関は、随時、必要なシステム・セキュリティ対策を講じていく必要がある。また、システム・セキュリティ対策は金融機関に一方的に求めるものではなく、預金者のカード等の管理意識の向上等も重要な課題であり、より安全なATMシステムを実現するためには、金融機関、金融関係団体、預金者、行政当局が相互に協力して対応することが望まれる。

とまとめております。

この最終報告を踏まえて金融関係団体等及び各金融機関においては、被害発生の予防策等について、真剣な検討を行っていただきたいと考えています。

※ 同最終取りまとめについて、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「『偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ』の最終報告書の公表について（平成 17 年 6 月 24 日）](#)にアクセスしてください。

保険会社向けの総合的な監督指針（案）について

金融庁は去る6月17日、[「保険会社向けの総合的な監督指針（案）」](#)を作成・公表し、パブリックコメントに付しました。

保険会社は、顧客利便の向上、顧客保護を図る観点から、自己責任原則に基づく適切な経営管理の下で、財務の健全性の確保、コンプライアンス等業務の適切性の確保が求められているところでもあります。

また、保険分野においては、近年、多様化、高度化する消費者ニーズに柔軟に応えられる商品開発等が行われる態勢の整備、保険契約者等が多様なチャネルを通して、適切かつ十分な情報に基づいて、保険商品を購入できるような環境の整備などが求められているところでもあります。

[「保険会社向けの総合的な監督指針（案）」](#)については、このような観点も踏まえ、保険監督の目的などの基本的考え方、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等を確保していくための監督上の評価項目、保険商品審査上の留意点等について、従来の事務ガイドラインをベースに体系的に整理したものであります。

今回新たに整理した項目として、例えば

- 取締役及び取締役会の役割等経営管理態勢
- 財務の健全性における「ストレステストの実施」、「商品開発に係る内部管理態勢」
- 業務の適切性における「コンプライアンス態勢」、「保険金支払管理態勢」
- 日本アクチュアリー会に対する監督上の指針

などがあります。

本監督指針については、いただいたご意見等を踏まえ、最終的なとりまとめ進め、公表する予定としております。

※ 平成17年6月17日に公表した[「保険会社向けの総合的な監督指針（案）」](#)の全文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「保険会社向けの総合的な監督指針（案）に対する意見募集の実施について」（平成17年6月17日）](#)にアクセスしてください（意見募集はべ切ました）。

保険会社向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え方

- 保険監督の目的は、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。
- 保険会社の監督事務に関し、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理（本監督指針の策定に伴い、事務ガイドラインは廃止）。
- 本監督指針は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したもの。本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではない。

II. 保険監督上の評価項目

○経営管理（ガバナンス）

保険会社の経営管理の有効性を検証

- 代表取締役、取締役及び取締役会の責任・義務
- 監査役、監査役会における経営監視機能
- 内部監査部門の機能
- 保険計理人の役割
- 総代会の機能

○財務の健全性

保険会社の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- 責任準備金等の積立の適切性
- ソルベンシー・マージン比率の適切性
- 区分経理の明確化
- ストレステストの実施
- 再保険に関するリスク管理
- 商品開発に係る内部管理態勢
- その他のリスクに対する管理態勢
⇒保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク

○業務の適切性

保険会社のコンプライアンス態勢等を検証

- コンプライアンス態勢
代表取締役、取締役等の取組み状況、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの整備状況等
- 適切な保険募集態勢の整備状況等
- 苦情処理態勢の適切性
- 顧客に対する説明責任、保険金等支払管理態勢等、顧客保護を図るための態勢の適切性
- 顧客情報管理態勢
- 事務リスク、システムリスク管理態勢
- 危機管理態勢

III. 保険監督に係る事務処理上の留意点

- 監督部局間における連携確保
- 検査部局との連携確保
- 保険業法等に係る事務処理
- 行政指導等を行う際の留意点
- 意見交換制度

V. 保険仲立人

保険仲立人の登録事務、保証金に係る事務について、関係法令の解釈、運用及び手続きを明確化。他の募集人等との関係、保険仲立人の業務に対する監督上の留意事項等を規定。

IV. 保険商品審査上の留意点

生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出が行われた場合の審査を行うに当たっての留意点を明確化。

VI. 日本アクチュアリー会

アクチュアリーの専門職団体であり、指定法人たる日本アクチュアリー会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化。
委託業務である「生命表」、「保険計理人の実務基準」の作成・公開、レビューに係る手続き、会のガバナンスや会員の資質の維持・向上等に係る留意点を明確化。

金融経済教育に関する論点整理について

金融庁では、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」をうたった「金融改革プログラム」の趣旨を受け、本年3月以来、大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」において、懇談会委員の先生方に計7回にわたって金融経済教育のあり方について議論をして頂きました。

先般（6月30日）、「金融経済教育に関する論点整理」としてこの間の議論を取りまとめて頂いたところです。

この懇談会での議論の過程ですべての参加者が共有するに至った確信は、金融経済教育の充実、時代の急務である、ということです。

ここで言う「金融経済教育」とは、国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、つまり金融経済リテラシーを身につけてもらい、また、必要に応じその知識を充実する機会を提供することをイメージしています。

金融経済教育については、これまでも金融庁のほか、特に金融広報中央委員会をはじめ関係諸団体において様々な取組みが行われてきています。また、かつての貯蓄増強から「貯蓄から投資へ」と時代の流れが変化する中、投資教育、金融消費者教育など、その様々な側面が強調されるようになってきています。

本懇談会では、こうした流れを踏まえながら、時代の変化に対応した金融経済教育全体のコンセプトを改めて整理し共有する試みを行いました。具体的には、様々な立場からこの広義の金融経済教育に携わってきた本懇談会の委員が一堂に集まる中で、金融経済教育全体に関わる以下の3つの整理を行ったものです。

その第一は、時代の変化、具体的にはバブル崩壊後の経済・社会の構造変化や、これに伴う金融環境の変化を踏まえて、金融経済教育の今日的な意義・必要性を再確認したということです。

右肩上がり経済の終わり、高齢社会の到来、終身雇用・年功制の変容といった経済・社会の変化の中で、個人が金融資産の運用について、自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で格段に増加しています。また、ペイオフ解禁、金融商品の多様化・高度化、IT化と販売チャネル多様化といった金融環境の変化の中で、個々人が情報を活用して利便性・価値を向上させる機会が増大する一方、なかには金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をする事例も生じています。こうした時代の変化により、金融経済教育の充実、今や社会が要請するところとなっています。

第二は、様々な立場で金融経済教育にこれまで携わってきた各委員の豊富な体験に基づく意見・情報交換を中心に、金融広報中央委員会、文部科学省、金融庁からも情報提供を受けながら、金融経済教育の現状の問題点と今後の課題について、まずは大きく初等中等教育段階と社会人・高齢者段階の2つのライフステージに分けて実情の把握を行い、さらにはその中から、今後官民の協力の下に解決すべき共通の事項を抽出したということです。

そこで改めて認識された初等中等教育段階の現状は、教材自体は豊富に提供され、学習指導要領にも相応の記述はあり、また教育方法についても、学習指導要領の基本を押さえれば具体的な方法には現場の自由裁量がありながら、学習指導要領の記述と現場の実践との間にはギャップがあるというものでした。その要因としては、授業時間等の制約もさることながら、特に投資と投機も区別なく「金儲け」の話をタブー視する傾向、勤労を尊ぶあまり「労働なしのお金は不正」といった意識が強く見られることや、学習指導要領を消化しつつ先生自体が金融経済をイメージできる教材がなお不足していることが挙げられ、これらを変えていくべきことが課題として認識されました。具体的な教育方法については、金融や投資の社会的意義を見据えながら、疑似体験を通じて実践的、体験的な教育を行うことの重要性が指摘されました。

現 状

I. 初等中等教育段階

- 教材自体は豊富、学習指導要領にも相応の記述あり
- 具体的な方法は現場の自由裁量
- 教育現場の意識等からの制約あり
(例) 投資と投機の区別なく「金儲け」の話はタブー視される傾向等

課 題

- **学習指導要領の記述と現場の意識・実践とのギャップを埋めることが重要**

- ⇒ ・先生自身の意識向上
・先生自体が金融経済をイメージできる教材の開発
・疑似体験を通じた実践的、体験的な教育

他方、社会人・高齢者段階の現状については、教育機会は多様であり、教育内容も対象者のニーズによって多様だが、多くの社会人・高齢者に、リスクの概念、投資と投機の区別、分散投資の基本も、知識として共有されていないことが認識されました。社会人・高齢者段階では、ニーズの多様性に応じ、主体的に学ぼうとする個人の応援、動機付けが特に重要になりますが、このような現状を踏まえると、多くの社会人・高齢者の目線に沿って上記の基本を中心に教えること、ニュース性やエンターテインメント性を持たせる工夫が必要であることが課題として指摘されました。

現 状

II. 社会人・高齢者段階

- 教育機会・教育内容も対象者のニーズによって多様
- リスクの概念、投資と投機の区別、分散投資の基本も必ずしも知識として共有されていない

課 題

- **主体的に学ぼうとする個人の応援・動機付けが重要**

- ⇒ ・多くの社会人・高齢者の目線に沿って金融経済の基本を教育
 - ・ 学校という共通的な教育の場が予め設定されていない中、ニュース性、エンターテインメント性を持たせるとともに、個々人のニーズとマッチした的確な情報を提供

これら両ライフステージにまたがる様々な課題を、おおくくりに整理すれば、

- ① 求められる教育内容が極めて多面的、多次元的である中で、金融経済教育の担い手・受け手の双方を通じた多様な関係者の連携とネットワークの構築
 - ② 予め唯一ベストのモデルを定めることが難しい中で、多様な担い手による教育現場での優れた実践を積み重ね、ボトムアップで様々な連携を模索し、そこから優れた事例を選別して広めていくこと、
 - ③ 情報量はむしろ過剰にある中で、個々人のニーズとマッチした的確な情報を提供することで、受け手の関心を引き覚えアクセスを確保すること、
- の3点が官民共通の課題であると言えます。

第三は、これら抽出された課題に応えるべく、米国・英国の事例も参考にしつつ、今後の官民連携、特にその中で金融庁の果たすべき役割について、検討し提言を行ったことです。上記3つの課題について、特に政府には、それぞれ、

- ① 多様な関係者の連携を促進するため、中立的立場から現状の問題点の把握や認識の共有化を行なうこと、
- ② 優れた事例を選別し広めていく過程を支援すること、
- ③ 受け手の多様なニーズにマッチした情報の提供を通じて、アクセスの確保に貢献すること、が期待されます。これを、金融庁について具体化したものが以下に掲げる「直ちに実施すべき事項」です。

金融庁が直ちに実施すべき事項

1. 金融行政に関するタイムリーかつ中立的な情報提供の充実
2. 新設される「金融サービス利用者相談室」を通じた新たな情報発信
3. 新たに開催される金融庁主催のシンポジウムの効果的な活用
4. 初等中等教育段階への新たな支援として、学習指導要領と有機的に関連した体系的な教育プログラムの開発に参画
5. 初等中等教育段階、社会人・高齢者段階を通じた支援として、優れた実践事例の周知や「後援」名義の積極的付与
6. 新設される「金融行政アドバイザリー」の活用や、現場レベルでの先生との懇談会、研修会の積極的実施を通じた、受け手のニーズの把握
7. 金融庁ホームページの継続的な改善

さらに、本懇談会は幅広い議論・検討を要する以下の諸点についても、あえて踏み込んで議論を行いました。

更なる検討事項

- 多方面における連携強化に向けたイニシアティブ
- 支援方法のあり方の検討
- 金融経済教育の政策的な位置づけの検討

金融庁としては、当庁が「直ちに実施すべき事項」としてまとめて頂いた7項目にスピード感をもって取り組むとともに、今後幅広い議論・検討を要するものとしてご提起された諸点につきましても、真剣に検討していきたいと考えています。

また、今回の論点整理は、金融経済教育の現状を大枠において捉えるとともに、官民連携や金融庁の役割についても検討しようとする初めての試みであり、その意味で、決してゴールではなく、将来に向けたスタートラインです。本懇談会としては、このような議論が行われていること自体、またその内容を、できるだけ多くの学校教育や社会人・高齢者教育の現場の方々に知ってもらい、意識向上や新たな取組みの素材として役立ててほしいと考えております。

7月9日（土）には内閣府主催の経済教育サミットが開かれ、伊藤大臣も竹中大臣、福井日銀総裁とともに参加しました。金融庁としては、こうした場も活用しながら、本懇談会の提言を踏まえて、広く国民各層にこの運動への理解と積極的な参加を求めるとともに、今後とも折々の時期に同種の議論の場が金融庁において確保され、再度各関係省庁や民間・NPO団体の取組状況を検証できる機会が与えられることを希望したいと思います。

※ 金融経済教育に関する論点整理については、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融経済教育に関する論点整理について」\(平成17年6月30日\)](#)にアクセスしてください。

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令について

1. 今般、保険業法施行規則が改正され、平成 17 年 12 月から、銀行等が生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人として取り扱うことのできる保険商品の範囲が拡大されることとなりました。さらに、その後 2 年間、銀行等による保険募集の実施状況（既解禁分を含む。）や新たに講じることとしている弊害防止措置の実効性等をモニタリングしながら、全面解禁（平成 19 年 12 月）に移行することとしています。

2. 保険業法施行規則改正内容は以下のとおりです。

(1) 全面解禁までのスケジュール

① 平成 17 年 12 月 22 日に、次に掲げる保険商品を先行解禁し、銀行等の保険募集の実施状況、新たに講じることとしている弊害防止措置の実効性等をモニタリングすることとしています。

イ 一時払終身保険、保険期間 10 年以下の平準払養老保険（法人契約を除く。）及び一時払養老保険

ロ 自動車保険以外の個人向け損害保険（事業関連の保険を除く。）のうち、団体契約等でないもの又は積立保険

ハ 積立傷害保険

② 2 年間のモニタリングの後に、全面解禁に移行することとしています。上記のモニタリングの結果を検証し、保険契約者等の保護のために必要な場合には、全面解禁の期日を見直すこととしています。

(2) 新たに講じることとしている弊害防止措置

① 融資先販売規制

銀行等が、新たに解禁される保険商品の保険募集を行う場合には、以下の者（以下「保険募集制限先」といいます。）に対し、手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないように、銀行等が適切な措置を講じることとしています。

イ 事業資金の貸付先事業者（法人の場合はその代表者を含む。）

ロ 事業資金の貸付先である、従業員数 50 人以下の事業者の役員（代表者を除く。）及び従業員

② 担当者の分離

事業資金の貸付業務を行う者（フロントラインで常態として融資に係る応接業務を行う融資担当者や渉外担当者等）が、新たに解禁される保険商品の保険募集を行わないように、銀行等が適切な措置を講じることとしています。

③ 中小金融機関の特例措置

営業の地域密着性等を踏まえ、中小金融機関については、①及び②の措置の特例を設けることとしました。具体的には、①のロに掲げる者を「従業員数 20 人以下の事業者の役員（代表者を除く。）及び従業員」とするとともに、②に代わる措置として、「融資担当者は、自己の融資担当先に対する保険募集を行ってはならない」等の措置を講じることができるとしています。

この場合に、仮に圧力販売等が生じた場合の契約者の被害を一定程度に抑えるため、生命保険及び医療保険において販売できる保険金額を保険契約者一人当たり 1,000 万円までに制限することとしました。

なお、信用金庫等の協同組織金融機関の会員又は組合員については、会員等の相互扶助組織である協同組織金融機関の性格に鑑み、当該会員等が保険募集制限先に該当する場合であっても、保険契約者一人当たり保険金額 1,000 万円までに限り、保険募集をすることができ

ることとしています。

④ タイミング規制

銀行等が、新たに解禁される保険商品の保険募集を行う場合には、顧客が当該銀行等に融資（事業資金に限られない。）の申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（顧客が法人である場合の当該法人の代表者、又は顧客が法人の代表者であり、当該代表者が事業資金を申し込んでいる場合の当該法人をいう。）に対し保険募集を行ってはならないこととしています。

⑤ 銀行等による保険販売が保険会社に及ぼす影響等に対応するための措置

イ 保険会社による委託方針の策定

保険会社が銀行等に保険募集を行わせるときは、銀行等への委託に関する方針（例えば、保険会社の販売戦略において当該銀行等をどのように位置付けるか、銀行等にどのような保険商品の販売を委託するか、どの程度販売させるかなど。）を定めることとしています。

ロ 銀行等の的確な業務運営の確保

銀行等が、新たに解禁される保険商品の保険募集を行う場合には、保険募集に係る業務が銀行等の保険募集以外の業務に支障を及ぼさないようにするための措置を講じることとしています。

例えば、銀行等が委託を受けている保険会社が破綻した場合には、当該銀行等にもその影響（風評リスク等）が及ぶ事態も想定されることから、このような事態を招くことのないよう、銀行等は、受託にあたって次に掲げる事項に十分留意して受託の可否を決定することとしています。

- i) 受託を受けようとする保険会社の業務又は財務の健全性
- ii) 募集代理店である銀行等に対する販売管理体制の整備状況
- iii) 募集することとなる保険商品の内容

⑥ 法令等遵守のための責任者等の配置

銀行等は、保険募集に係る法令等の遵守を確保するため、原則として、営業所又は事業所ごとに責任者を、本店又は主たる事務所に総括責任者を配置しなければならないこととしています。

⑦ その他の保険募集の公正を確保するための措置

顧客が保険と預金とを誤認したり、「銀行の保険に加入した」と誤認するケースが少なからず生じています。このような誤認を防止すること等によって、保険募集の公正を確保するとともに保険契約者等の保護を図るため、銀行等は、引受保険会社の商号等の明示や保険契約に関する情報の提供等に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じなければならないこととしています。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から [「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令について」](#) にアクセスしてください。

[集中連載]

金融検査に関する基本指針の概要について

(第3回:「パブリック・コメント等を踏まえた主な修正」、「17 事務年度より実施する検査上の運用改善について」)

金融検査に関する基本指針は、昨年12月24日に公表された金融改革プログラムおよびこれを受けた[金融改革プログラム工程表（本年3月29日公表）](#)を踏まえた「金融庁の行動規範（code of conduct）の確立」の一環として、検査等の実施にあたっての基本的な考え方及び検査の具体的な実施手続等を示すものです。検査等に関連して発出される通達等の解釈および運用にあたっては、今後、基本指針をもとに行うこととなります。

去る17年4月28日から5月27日までの1ヶ月間のパブリック・コメント（以下「パブ・コメ」という。）を踏まえ、7月1日に公表しました。

前回まで、本コーナーにおいて、第1回には「基本指針（案）の概要Ⅰ 基本的考え方」を、第2回には「基本指針（案）の概要Ⅱ 検査等の実施手続等」を紹介してきたところです。

今回（第3回）は、まず、7月1日にパブ・コメ等を踏まえ[「金融検査に関する基本指針」](#)を公表したことを踏まえ、[「金融検査に関する基本指針（案）（4月28日公表）」](#)からの主な修正点を紹介し、その後、前回予告しました「17 事務年度より実施する検査上の運用改善」について紹介します。

I. パブ・コメ等を踏まえた主な修正等

金融検査に関する基本指針については、上記のようにパブ・コメに付した結果、15 先から約110 件のご意見が寄せられました。平成 17 年7月1日、これらのご意見等を踏まえ、以下のとおり基本指針の内容を修正及びパブ・コメに対する回答を行いました。その概要は、以下のとおりです。（なお、パブ・コメの概要及びそれに対する回答の詳細は、金融庁ホームページの報道発表資料[『「金融検査に関する基本指針について」（平成 17 年7月1日）の別紙2「パブリック・コメントの概要及びコメントに対する考え方」](#)参照）

1. 寄せられた主なご意見

- 本基本指針の検査官への周知徹底及びその運用徹底
（例）基本指針の理念が十分に浸透するよう、検査官への教育・指導
- 実施手続の更なる明確化等
（例）意見申出審理会における外部の有識者の登用を明確化、立入終了予定時期の明示
- 検査等の運用についての改善要望等
（例）検査関係情報及び検査結果通知の第三者への開示についての弾力的な運用、意見申出の審理結果を申出金融機関に対し書面にて通知

2. パブリック・コメントを踏まえた基本指針の主な修正内容

- （1）立入検査中、「主任検査官は、被検査金融機関の求めに応じ、立入終了を見込むことが可能な段

階で、その立入終了見込みを示すことができること」を追加しました。

[\(アクセスFSA第31号 第2回P8「\(2\)⑨」関連\)](#)

(2) 意見申出審理会の構成に関し、「立入を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家で構成」と修正しました。

[\(アクセスFSA第31号 第2回P8「\(3\)①」関連\)](#)

(3) 「主任検査官等の事前の承諾なく検査関係情報等を第三者に開示してはならない旨説明し、この旨の承諾を得る」に関し、『第三者』には、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある銀行持株会社及び保険持株会社並びに海外本店等（外資系金融機関の場合）のうち、所定の様式の承諾書を事前に検査局に提出している者は、原則として含まれない。」ことを追加しました。

[\(アクセスFSA第31号 第2回P9「4.\(2\)」関連\)](#)

3. その他パブリック・コメントへの主な回答等

(1) 意見申出の審理結果を、検査結果通知書に添付する形で書面にて回答します。

(2) 検査関係情報等の第三者への開示については、例えば、検査の結果を業務の改善等に反映させる目的で、同目的の達成に必要な範囲に限り閲覧させるなど情報流出のリスクに十分配慮した方法により、専門職業人など厳格な守秘義務が課せられている者に開示するような場合には、一般論として、開示を認める方向で考えます。

II. 17 事務年度（7月から翌年6月）より実施する検査上の運用改善

なお、金融検査に関する基本指針とあわせて、検査に対する信頼性の更なる向上を図るとともに、検査のより一層の効率化を推進する等の観点から、次の3点について17事務年度より検査上の運用改善を実施することとしました。

(金融庁ホームページ報道発表資料 [「平成 17 事務年度より実施する検査上の運用改善について」](#) (平成 17 年 7 月 1 日) 参照)

1. 検査モニター制度

検査モニター制度（注）について、その積極的な活用を促す観点から、次のように見直します。

(1) 現行の記述式のオフサイト検査モニターに加え、アンケート形式のオフサイト検査モニターを導入し、その質問項目をホームページ上で公表します。

(2) オンサイト検査モニターの実施を被検査機関の希望により、立入検査中に代え、立入検査終了後にも実施できるようにします。

(注) 見直し後の検査モニター

本基本指針の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用の防止など、適正な検査を確保する観点から、以下の2通りの方法により、「検査モニター」を実施。

オンサイト検査モニター：金融庁・財務局のバックオフィスの幹部が被検査機関に出向き、立入検査中・後に経営陣から直接意見聴取を行うものです。

オフサイト検査モニター：オンサイト検査モニターを補完するものとして、

- ① アンケート方式により意見を受け付けるものです。
- ② 記述方式により意見を受け付けるものです。

2. 意見申出制度

意見申出制度（注）について、その中立性・公平性のほか、検査に対する信頼性の更なる向上を図る観点から、次のように見直します。

（注）意見申出制度

立入検査において、検査官と金融機関が十分な議論を行った上でも認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について、検査局長に直接意見を申し出る制度。

- （１）意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の専門家を招聘します。
- （２）意見申出の対象を金融庁検査局、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局が実施する全ての検査に拡大します。
- （３）今後の金融機関等のリスク管理等に役立つと考えられる審理結果について、金融機関名が特定されない形で、その概要を公表します。
- （４）意見申出の審理結果を書面で回答（検査結果通知書に別紙として添付）します。

3. 検査時提出資料

検査時提出資料について、被検査機関の負担の軽減及び検査の一層の効率化・円滑化を図る観点から、次のように見直します。

- （１）立入検査開始前に事前に提出を依頼する資料について、その必要性や重複感の有無を再検討し、削減します。
- （２）金融検査評価制度の導入を踏まえ、当該事前資料を各評価項目別に整理・再編します。

Ⅲ. 最後に

本基本指針には、検査の効率化、金融機関の負担軽減に資する様々な規定を盛り込んでいます。これらは、これまで検査の現場で金融機関からの要望に応じ、各検査の現場ごとに対応してきたものもありますが、今後は、本基本指針に基づき横断的な取組みを行っていくこととなります。

ただし、第１回に述べましたように、金融改革プログラムを踏まえ、今後、「民」の活力を中心に、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを、目指していくところであります。

この目標を達成するためには、一人検査部局のみならず、なにより、各金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みが必要であり、重ねてこの点を強調します。

検査はあくまで、預金者等一般の利用者、国民経済のために行うものであり、個々の金融機関の経営陣のために実施するものではありません。

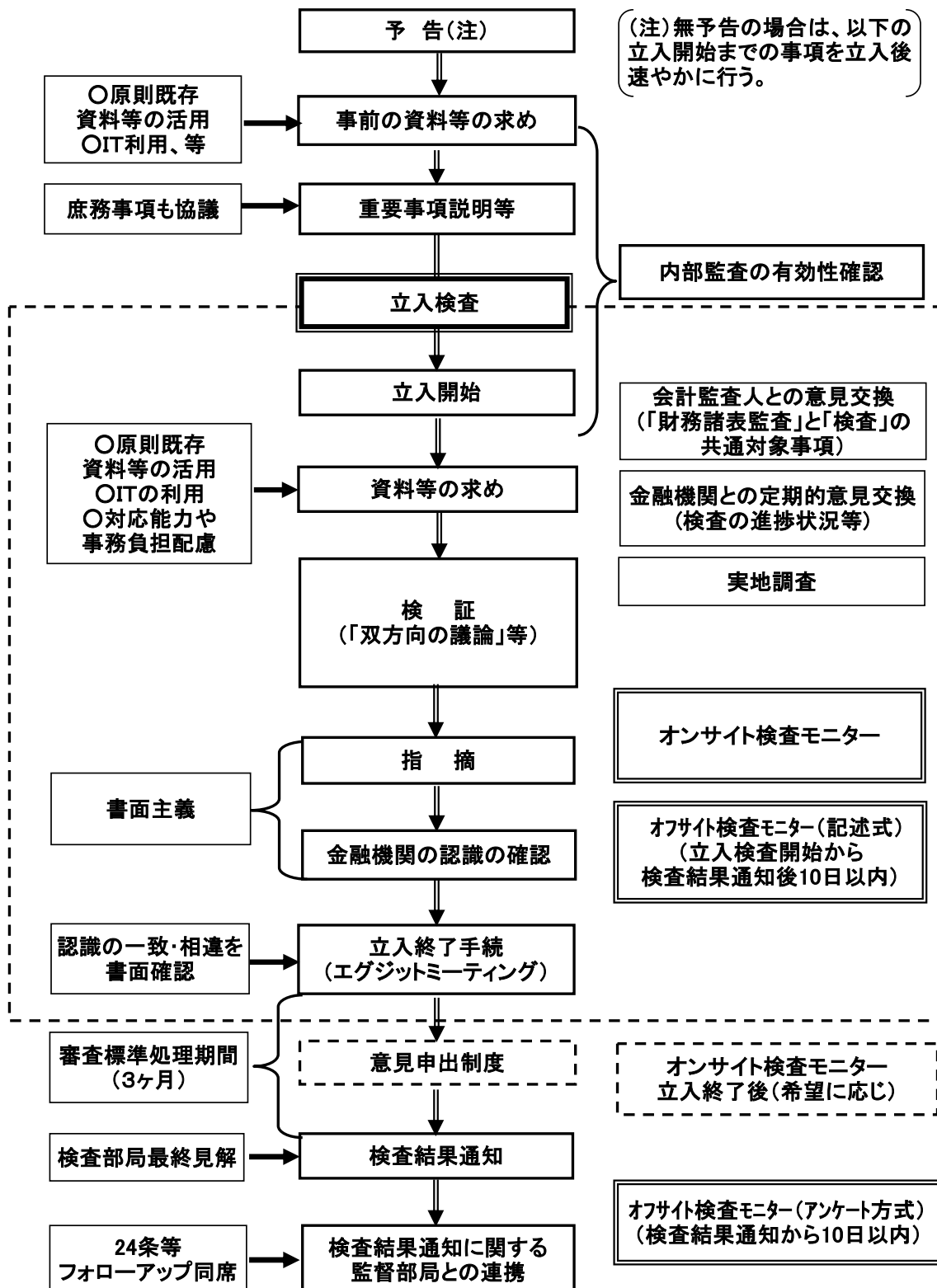
しかしながら、検査部局と金融機関の間で双方の理解が深まり、検査がより円滑かつ効果的に実施されること、各金融機関がその経営の健全性を維持するための検査を前向きにとらえ、対応していくことこそが、結果として、「民」の力による望ましい金融システム達成への一つのステップとなり、金融当局・金融機関が国民の負託に応えることになると自覚する必要があります。

今後、基本指針の実施においては、各金融機関の役職員各々が、まず、基本指針の趣旨や内容を十分に理解し、検査部局と金融機関との間の信頼関係のうえで、十分な双方向の議論に積極的に取り組む必要があります。こうした意味も含め、各金融機関が真に効果的な検査の実施に協力し、それを確実に経営改善につなげるような、経営陣を先頭とする内部態勢の整備に努めることが重要な点となります。

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であります）

※ 平成 17 年 4 月 28 日に公表した「金融検査に関する基本指針(案)」の全文をご覧になりたい方は金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「金融検査に関する基本指針\(案\)について」\(平成 17 年 4 月 28 日\)](#) にアクセスしてください。

金融検査の実施手続(基本的な流れ)



「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取組み実績と総括的な評価について

(第1回：「金融機関の取組み実績」)

去る6月29日、『[「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取組み実績と総括的な評価について](#)』（以下「取組み実績と総括的な評価」という。）を取りまとめ、公表いたしました。

そこで、アクセスFSAでは、「取組み実績と総括的な評価」の内容についてより多くの方に知っていただくため、今号より2回にわたってその内容を紹介いたします。

第1回目は、「金融機関の取組み実績」について紹介します。

1. はじめに

平成15年3月28日、中小・地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用組合）については、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを推進することによって、不良債権問題も同時に解決していくことを目指し、平成15年度及び16年度の2年間（「集中改善期間」）を対象とした[「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」](#)（以下「旧アクションプログラム」という。）を策定・公表しました。

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」
（基本的考え方）及び（概要） [\[後載図表参照\]](#)

これを受け、各金融機関は「集中改善期間」における中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた取組みについて「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定し、各種取組みを推進してきました。また、金融庁においても各種会議の立上げ、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定等、旧アクションプログラムに掲げられた施策の着実な実施を図ってきました。

旧アクションプログラムにおいては、16年度までの「集中改善期間」において、同アクションプログラムに盛り込まれた施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を半期毎に取りまとめ、公表することとしています。また、17年3月29日に旧アクションプログラムを承継する新たなアクションプログラムとして策定・公表された[「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」](#)においては、「各金融機関による地域密着型金融の更なる推進に資するため、17年6月末を目途に、金融庁は、『集中改善期間』における各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括を行い、これを公表する」とこととされました。

これらを踏まえ、15～16年度の「集中改善期間」における各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括的な評価を取りまとめ、公表を行いました。

2. 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取組み実績と総括的な評価について

◇金融機関の取組み実績（主なもの）

各金融機関から報告された15年度の「集中改善期間」における、中小企業金融の再生に向けた取組み等の実績をみると、次のような進捗が見られます。

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

業種別担当者の配置・増強等の融資審査態勢の強化や産官学とのネットワークの構築・活用等が進んでいるなかで、創業・新事業支援のための融資実績が着実に拡大しています。

実績

▶ 創業・新事業支援のための融資実績※（期中実績）

14年度	15年度	16年度
650件、95億円	⇒ 2,294件、553億円	⇒ 3,519件、934億円

※「政府系金融機関等との連携による協調融資（創業・新事業支援関係）」及び「創業支援融資商品による融資」の合計。

（注）実績については、各業界団体が実施したアンケート結果を基に集計（以下同じ。）。

特色ある具体的取組み（注）（ ）内における地域名は管轄財務局である（以下同じ。）。

◇ 県の基幹産業である農業を起点とする食品加工業等幅広い産業群への支援強化策として「アグリクラスター構想」を立上げ。政府系金融機関、県農業法人協会等との連携強化を図りつつ、焼酎製造業、畜産業へのアプローチを強化。（九州：銀行）

◇ 産学連携コーディネーターの大学への常駐派遣により、技術評価のノウハウを蓄積し、企業の将来性や技術力を的確に評価する与信判断基準を構築。また、大学のコーディネーターと共同で企業訪問を行い技術相談を受け付けるなどの取組みにより、先端技術の事業化のための融資を実施。（近畿：信用金庫）

(2) 取引先企業の経営相談・支援機能の強化

地域金融機関の経営改善支援により、支援を行った債務者（正常先を除く）の約4分の1（24.5%、約18,000先）が業況改善。また、経営情報やビジネスマッチング情報を提供する取組みについても、着実に進捗しています。

実績

▶ 経営改善支援取組み先数のうち、ランクアップ先数（割合）（15年4月以降の実績）

15年度末まで	16年度末まで
8,797先	⇒ 17,965先
(16.0%)	(24.5%)

特色ある具体的取組み

◇ 近隣金融機関の連携によるM&Aネットワークを構築。同ネットワークを通じ、異業種間におけるM&Aを成約。（東海：銀行）

◇ 各地区から任命された個人事業主や女性等の代表者が、それぞれの視点で各地区の経営情報やニーズを集約し、組合員に還元することによりビジネスマッチングを図る制度を創設。（東北：信用組合）

3) 早期事業再生に向けた取組み

事業再生を行うためのノウハウの取得が必ずしも成果に結びついていないものの、中小企業再生支援協議会の活用等により取組みは着実に進捗。また、DES（債務の株式化）、DDS（債

務の劣後ローン化)等の手法を活用した事業再生事例についても着実に増加しています。

実績

▶ 中小企業再生支援協議会の再生計画策定先等※（期中実績）

14年度	15年度	16年度
5件、317億円	⇒ 229件、3,969億円	⇒ 348件、6,290億円

※「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先・債権額」、「産業再生機構の支援決定先・債権額」等の合計。

▶ デット・エクイティ・スワップ（期中実績）

14年度	15年度	16年度
3件、40億円	⇒ 29件、175億円	⇒ 33件、261億円

▶ デット・デット・スワップ（期中実績）

14年度	15年度	16年度
—	⇒ 7件、56億円	⇒ 57件、281億円

特色ある具体的取組み

◇ 本支店の法人営業担当者全員がそれぞれ1社以上の支援企業を選定し、経営改善計画の策定・実行を支援する「一人一社運動」を展開。（東海：銀行）

◇ 中小企業再生支援協議会や監査法人、信金中央金庫と連携してDDSを実施し、債務者区分が改善。（関東：信用金庫）

（4）新しい中小企業金融の取組み強化

スコアリングモデルや財務制限条項を活用した融資など不動産担保・保証に過度に依存しない融資、証券化等の取組み実績は大幅に増加しています。

実績

▶ 不動産担保・保証に過度に依存しない融資※（期中実績）

14年度	15年度	16年度
5,463億円	⇒ 14,791億円	⇒ 27,737億円

※「スコアリングモデルを活用した融資」、「財務制限条項を活用した融資」、「動産・債権譲渡担保融資」、「知的財産権担保融資」など不動産担保・保証に過度に依存しない融資の合計。

▶ 資金調達多様化のための各種手法による融資等※（期中実績）

14年度	15年度	16年度
13,008億円	⇒ 29,741億円	⇒ 40,286億円

※「証券化（CLO）」、「売掛債権担保融資」、「シンジケートローン」、「私募債の引受け」など資金調達多様化のための各種手法による融資の合計。

特色ある具体的取組み

◇ 動産評価専門会社と共同で、売掛債権・在庫等の資産を活用した融資スキームを構築するなど、無担保融資商品を拡大。（福岡：銀行）

◇ 「沖縄金融特区証券化プロジェクト」に基づき、県内2行を幹事とした「全国版CLO構想」を発表。（沖縄：銀行）

次回は、「金融機関の取組みに対する総括的な評価」について紹介いたします。

※ 平成 17 年 6 月 29 日に公表した「金融検査に関する基本指針(案)」の全文をご覧になりたい方は金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について」](#)（平成 17 年 6 月 29 日）にアクセスしてください。

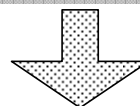
リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」

(※) 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

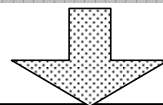


※「リレーションシップバンキング」＝長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間で地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



アクションプログラム

平成15～16年度の2年間（「集中改善期間」）に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(概要)
—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

平成15～16年度の2年間（「集中改善期間」）に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る
⇒各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化

- 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成（「目利き研修」の実施）
- 産学官ネットワークの構築・活用、「産業クラスターサポート金融会議」の立上げ
- ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備
- 要注意先債権等の健全債権化等への取組みの一層の強化及び実績の公表
- 中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成
- デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用
- RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用
- 産業再生機構の活用
- 中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用
- 企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- キャッシュフローを重視し、担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みの促進。研究会を設置し、モデル取引事例に関する基本的考え方を作成・公表（デット・エクイティ・スワップ、財務制限条項等）
- 証券化等に関する積極的な取組み
- 信用リスクデータベースの整備・充実とその活用（審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等）

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- 債務者への重要事項（貸付・保証契約内容等）の説明態勢に関する監督のあり方の明確化
- 都道府県ごとに「地域金融円滑化会議」を新たに設置

6. 進捗状況の公表

- 上記施策の進捗状況について、半期ごとに金融機関・業界が公表

《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

- 適切な自己査定及び償却・引当の実施
- 担保評価方法の合理性等に関する厳正な検証
- 早期警戒制度に大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を導入

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 収益管理態勢の整備
- リスクに見合った金利設定を行っていくための体制整備

3. ガバナンスの強化

- 株式非公開銀行の開示体制の整備
- 協同組織金融機関に関するガバナンスの向上
- マネジメントの質に関するモニタリング体制の強化

4. 地域貢献に関する情報開示等

- 地域貢献に関する各金融機関のディスクロージャー
- 当局による利用者への財務情報提供の充実

5. 法令等遵守(コンプライアンス)

- コンプライアンス態勢について監督上の措置を厳正運用

6. 地域の金融システムの安定性確保

- システミックリスクに対して、「特別支援」の枠組みの即時適用
- 協同組織中央機関における資本増強制度の活用等
- 公的資本増強行の監督等に関する運用ガイドラインの整備

7. 監督、検査体制

- 多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定）
- 検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の周知徹底及び改訂

【法令解説】

このコーナーでは、「証券取引法の一部を改正する法律」、「金融先物取引法の一部を改正する法律」について、その経緯や内容を詳細に説明します。

「証券取引法の一部を改正する法律」について

1. 改正の経緯・背景

「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 78 号）は平成 17 年 3 月 11 日に内閣より第 162 回通常国会に提出され、衆議院で一部修正された上で 4 月 26 日に可決、6 月 22 日に参議院において可決・成立し、6 月 29 日に公布されました。

今回の法改正は、平成 16 年 6 月 23 日及び同年 12 月 24 日の金融審議会第一部会報告、並びに最近の証券市場をめぐる状況等の変化に対応したもので、当初国会に提出した政府案は①公開買付制度の適用範囲の見直し、②親会社情報の開示制度の導入、③外国会社等の英文による継続開示制度の導入などを主たる内容としたものでしたが、衆議院において、④継続開示義務違反に係る課徴金制度の創設を主たる内容とした修正が行われました。

2. 改正の主たる内容

(1) 公開買付制度の適用範囲の見直しについては、改正前は公開買付制度の対象となっていなかった証券取引所の立会外取引のうち、相対取引に類似した取引については、買付け後の株券等所有割合が3分の1を超える場合に公開買付制度を適用することとしました（平成 17 年 7 月 8 日付金融庁告示第 53 号で、対象となる立会外取引を指定しましたので、[「所管の法令・ガイドライン」](#)のページを参照して下さい。）。(第 27 条の 2)

(2) 親会社情報の開示制度の導入については、子会社が上場会社であって、親会社が上場していないこと等により、親会社の企業情報が開示されていない（有価証券報告書等を提出していない）場合について、当該親会社の事業年度ごとに、株式の所有者に関する事項その他の事項を記載した親会社等状況報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないこととし、平成 18 年 4 月以降開始する親会社等の事業年度から実施することとしました。(第 21 条の 2、第 24 条の 7、第 25 条)

(3) 外国会社等の英文による継続開示制度の導入については、有価証券報告書等を提出しなければならない外国会社等で、当該会社の本国等において適切な開示基準に基づいて英語による開示を行っている場合は、日本語による要約等の添付を前提として、外国会社等に英語による有価証券報告書の提出を認めることとし、施行日（平成 17 年 12 月 1 日）以後提出される一定の外国投資信託（外国 E T F）から適用することとしています。その他の有価証券については、平成 21 年 3 月 31 日までの間に、政令で適用期日を規定することとしました。(第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 5)

(4) 継続開示義務違反に係る課徴金制度の創設については、衆議院における審議の結果、議員修正により導入されたものです。その主な内容は以下のとおりです。

① 継続開示義務違反に対する課徴金制度を導入し、その課徴金の額は、有価証券報告書等については、300 万円を原則とし、虚偽記載時の株式等の時価総額の 0.003%に相当する額が 300 万円を超える場合には、その額となりました。また、半期報告書及び臨時報告書当に係る課徴金額については、有価証券報告書等に係る課徴金の 2 分の 1 に相当する額とされました。(第 172 条の 2)

② 罰金の併せて課徴金が課される場合には、その課徴金の額から罰金の額の全額を控除することとなりました。(第 185 条の 7 第 4 項並びに第 185 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 6 項)

- ③ この法律の施行の日から1年を経過するまでの間に継続開示書類を提出した者については、初回の違反であること、当局による調査開始前に自主的な訂正を実施したこと、再発防止策を講じたこと、という**三要件を充たす場合に、課徴金の額を減額することと**されました。(附則第5条第2項)
- ④ 課徴金に関する検討規定を置いて、「政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」こととされました。(附則第6条第1項)

3. 施行期日・経過措置・検討規定

(1) 施行期日

この法律は**平成 17 年 12 月 1 日から施行**することとしました。ただし、**公開買付制度の見直しに関する規定は交付の日から起算して 10 日を経過した日（7 月 9 日）から施行**することとしました。

(2) 経過措置

(イ) 外国会社等の英文による継続開示制度に関する規定は、施行日以後に提出される一定の外国投資信託の受益証券に係る有価証券報告書等から適用され、その他の有価証券報告書等については施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの範囲内で政令で定める日から適用されます。

(ロ) 親会社情報の開示制度に関する規定は、平成 18 年 4 月 1 日以降に開始する親会社等の事業年度から適用されます。

(3) 検討

課徴金制度に関する検討規定については上記のとおりです。その他の規定については、施行後 5 年間を経過した場合において、改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

「金融先物取引法の一部を改正する法律」について

昨年の第 161 回臨時国会において成立した「金融先物取引法の一部を改正する法律」は、外国為替証拠金取引をめぐるトラブルが多発し、民事事件や刑事事件に発展している事例も見られるなど、社会問題化した事態を踏まえ、外国為替証拠金取引をめぐる被害の拡大を防止するため、当該取引やこれに類似する取引を業として行い、又は媒介等を行う者を金融先物取引業者の定義に含めることにより規制対象とする等、様々な改正を行い、本年 7 月 1 日に金融先物取引法及び政府令が施行されました。（[金融先物取引法の一部を改正する法律の概要については、アクセス F S A 第 26 号](#)）

I. 政令及び内閣府令の概要

1. 定義

今回の法改正で、一般顧客（金融先物取引に関する専門的知識及び経験のない者）を相手方として行う店頭金融先物取引又はその媒介等を「金融先物取引業」の定義に追加し、新たに保護の対象とするとともに、当該取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」として規制の対象としました。

（1）店頭金融先物取引から除かれる取引

取引の当事者の保護のため支障を生ずることがないと認められる取引として、預金等に組み込まれた店頭金融先物取引を適用除外としました。

（2）金融先物取引業者の登録

金融先物取引業者を登録制とし、株式会社又は銀行等の金融機関でなければ行うことができず、登録拒否事由となる資本の額又は出資の総額は 5 千万円としました。

（3）一般顧客から除かれる者

① 専門的知識及び経験を有する者は、金融先物取引業者、証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 4 条の適格機関投資家に準ずる者、外国の法令上前二者に相当する者、そのほか金融庁長官が指定する者としてしました。

② 一般顧客から除かれる株式会社は、資本の額が 3 千万円以上の株式会社としてしました。

2. 業者に対する行為規制

今回の改正では、外国為替証拠金取引をめぐるトラブルの原因の多くが、業者による投資家への執拗な勧誘が行われていることや、取引により得られる利益の大きさ等、取引の利点のみを強調するといった勧誘姿勢にあることを踏まえ、業者に対する広告・勧誘規制を強化することとしました。

（1）広告において表示すべき事項

金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業の内容について広告するときは、法定事項のほかに、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項として、金融先物取引業者が表示する通貨等の売付けの価格と買付け価格に差があるときはその旨、及び顧客が金融先物取引の受託等に関し、預託すべき委託証拠金その他の保証金の料率又は額を表示しなければならないこととしました。

（2）契約締結前の書面の交付

① 当該書面の内容を十分に読むべき旨、カバー取引相手方及び媒介等相手方の名称等、顧客財産の管理方法及び金融先物業者等の信用状況によっては損失を被る危険がある旨について、わくで囲み、かつ、書面の最初に記載することとしました。

- ② 加入する金融先物取引業協会の名称、店頭金融先物取引について売値と買値にスプレッドがある旨及び顧客の判断に影響を与える重要な事項等について記載することとしました。

(3) 禁止行為

- ① 取引一任勘定取引の契約の締結についての適用除外を証券取引法と同様にすることとしました。
- ② 金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすること等が禁止されています（不招請勧誘の禁止）が、継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、二以上の金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の金融先物取引の残高を有する者に限る。）及び、外国為替取引に関する業務を行う法人に対し、為替変動のヘッジ取引のための勧誘を適用除外とすることとしました。
- ③ 両建て取引の勧誘を禁止することとしました。
- ④ 勧誘の目的を明示せず、一般顧客を集めて勧誘する行為を禁止することとしました。

3. 業者に対する財務規制等

今回の改正では、投資者保護の観点から、リスクに見合った資本を備えさせ、業者の財務の健全性を確保することが必要であることから自己資本規制を導入することとしました。

(1) 自己資本規制

新たに、金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令を制定し、金融先物取引業者（銀行等を除く）は、資本等の合計額から固定資産等を控除した額の、その行っている金融先物取引により発生しうる危険に対応する額の合計額に対する比率の算出を求めることとしました。金融先物取引業者は、外国為替証拠金取引等を頻繁かつ大量に行うことから、それらに係る決済を円滑かつ確実に執行するためには、当該業者が行う全ての業務に係るリスクを総体的に把握し、各種のリスクが顕在化したときにもそれに伴う損失を十分にカバーし得るだけの流動性のある自己資本を保有している必要があります。このため、証券会社の自己資本規制と同様の考え方の規制を課することとしました。

① 自己資本規制比率

金融先物取引業者の自己資本規制比率は、基本的項目の額と補完的項目の額を合計した額（自己資本）から控除項目の額を控除した額（固定化されていない自己資本）を、金融先物取引に係る通貨等又は金融指標の数値の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額（リスク相当額）で除して算出することとしました。

- i 基本的項目：資本金、資本剰余金等
- ii 補完的項目：貸倒引当金、劣後債務、有価証券評価益等
- iii 控除項目：固定資産（上場証券、国債を除く）、繰延資産、流動資産（預託金、立替金等）

② リスク相当額

リスク相当額は、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額としました。

i 市場リスク相当額

保有資産等の価格の変動その他の理由により発生し得るリスクに相当する額とし、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額、株式リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額としました。

ii 取引先リスク相当額

取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得るリスクに相当する額とし、取引先又は資産の区分に応じた与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額としました。

iii 基礎的リスク相当額

事務処理の誤り等日常的な業務の遂行上発生し得るリスクに相当する額とし、計算を行う日の属する月の前々月以前1年間の各月の営業費用（販売費・一般管理費及び金融

費用)の額の合計額に4分の1を乗じて得た額としました。

③ 届出

- i 金融先物取引業者は、毎営業日ごとに、自己資本規制比率の状況を適切に把握し、毎月末の自己資本規制比率を、翌月 20 日までに金融庁長官に届け出なければならないこととしました。
- ii 自己資本規制比率が 140%を下回った場合には、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出、かつ、営業日ごとの自己資本規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならないこととしました。

(2) 純財産額の規制

登録のための最低資本の額又は出資の総額は5千万円とするが、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額(金融先物取引責任準備金等を除く)を控除して計算した額(純財産額)についても、5千万円を満たすことを要件としました。

(3) 受託財産の管理

金融先物取引業者は、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金について、自己の固有財産と区分して管理すべき旨規定されていますが、その具体的な方法は、預金のほか信託業務を営む金融機関への金銭信託については、元本補てん契約をした金銭信託に限らないものとしました。

4. その他

以上のほか、今回の法改正による主な改正点は以下のとおり。

(1) 外務員登録

新たに外務員制度とその登録制を導入しました。外務員の登録を受けようとする金融先物取引業者は、登録手数料の納付が必要ですが、その金額は3千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額(1千円)としました。

(2) 外国金融先物規制当局に対する調査協力

今回の法改正で、外国の規制当局の要請に基づき、国内法違反以外の場合でも自国の国内法において調査できるようにするため規定し、その手続を規定しました。

(3) 長官権限の財務局等への委任

金融先物取引業者の登録制への変更、主要株主規制及び外務員制度導入に伴い、長官権限の財務局等へ委任規定を証券取引法と同様に規定しました。

II. 金融先物取引業者向けの総合的な監督指針の概要

改正金融先物取引法、政令、内閣府令の施行にあたり、金融先物取引業者の監督行政につき、各種規制の基本的な考え方、監督上の着眼点と留意事項、具体的な監督手法を、許可制から登録制への移行、新たな財務規制、行為規制等の導入を踏まえて体系的に整備し、金融先物取引業者向けの総合的な監督指針を制定しました。

金融先物取引業者の監督に当たっての評価項目等は以下のとおりです。

(1) 経営管理

金融先物取引業者の監督については、経営管理態勢の整備の状況や業務運営の監督、監視の実効性の検証が不可欠であることから着眼点を簡潔に規定し、金融先物取引業者の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能することを検証する必要がある旨を規定しました。

(2) 財務の健全性

今回の法改正により新たに金融先物取引業者に導入された自己資本規制比率に係る規定については、その算定における留意事項や、金融先物取引業者が法令に定められた自己資本比率を下回った場合の監督上の対応等について規定しました。

(3) 業務の適切性

委託者等の保護に重点を置いた金融行政を実現するとの観点から、業務の適切性に関する監督上の留意事項等について規定しました。主な項目は以下のとおりです。

① 適合性原則

顧客の知識・経験等に則した適正な勧誘の履行の確保の観点から、受託等に当たって、顧客の資産、リスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、過大な投機的取引の防止に努め、顧客及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが必要である旨を規定しました。

② 不招請勧誘の禁止

顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客の招請状況及び過去の取引実態等を的確に把握し得る顧客管理体制の整備・確立等に関する留意事項について規定しました。

③ 広告規制及び契約締結前の書面の交付等

金融先物取引業者が自らの業務内容や取扱商品の内容について、委託者等に情報を正しく伝えることが必要であることを踏まえ、広告規制、契約締結前の書面の交付及び説明義務、成立した取引に係る書面の交付義務等に係る留意事項について規定しました。

④ 顧客を集めての勧誘

セミナー等を開催し、金融先物取引の受託契約等の締結の勧誘を行う場合には、あらかじめ広告及び案内状等に、勧誘を行う旨を明示することが必要である旨などを規定しました。

⑤ 顧客に対する説明責任の履行等

金融先物取引業者が、判断材料となる情報を正確かつ公平に委託者等へ開示するなど、説明責任が履行される必要があることを踏まえ、顧客に対する説明等において留意すべき事項について規定しました。

(4) その他

金融先物取引業者の監督に係る事務処理上の留意点として、登録申請時における体制審査の項目、兼業業務の承認にあたっての留意事項、登録対象となる外務員の範囲等について規定しました。

金融先物取引業者向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え方

- 金融先物取引業者監督の目的は、国民経済の適切な運営及び委託者等の保護に資するため、金融先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保することにより、取引所金融先物取引等及び金融先物取引の受託等を公正かつ円滑にすることにある。
- 本監督指針は、本年7月からの改正金融先物取引法の施行にあたり、金融先物取引業者の監督行政につき、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意事項、具体的な監督手法を、許可制から登録制への移行、新たな財務規制、行為規制等の導入などを踏まえて体系的に整備したもの。

II. 金融先物取引業者の監督に当たっての評価項目

【 経営管理 】

金融先物取引業者の経営管理の有効性を検証

- 代表取締役、取締役及び取締役会
- 監査役及び監査役会
- 内部監査部門

【 財務の健全性 】

金融先物取引業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- 自己資本規制比率の正確性
- 自己資本規制比率が法定水準を下回った場合の対応
- 各種リスクに対する管理態勢
⇒市場リスク、取引先リスク

【 業務の適切性 】

金融先物取引業者のコンプライアンス態勢等を検証

- コンプライアンス態勢の整備
- 営業員管理体制
- 苦情処理体制
- 行為規制等に係る留意事項
⇒ 適合性原則、不招請勧誘、広告規制、契約締結前書面、説明責任の履行 等
- 顧客情報管理
- 事務リスク、システムリスク管理態勢

III. 金融先物取引業者の監督に係る事務処理上の留意点

- 監督部局間における連携確保
- 検査部局との連携確保
- 自主規制機関との連携確保
- 金融先物取引法等に係る諸手続
- 行政指導等を行う際の留意点等
- 意見交換制度

金融先物取引業者の自己資本規制の骨格

1. 自己資本規制比率（金融先物取引法 82 条、87 条）

$\frac{\text{固定化されていない自己資本}}{\text{リスク相当額}} \times 100 \geq 120\%$	<120 業務改善命令 <100 業務停止命令
--	---

（注）100%未満となり、3 ヶ月経過後も回復の見込みがない場合は登録取消しの対象

2. 固定化されていない自己資本（自己資本規制府令 2 条、3 条）

基本的項目	○ 資本金 ○ 資本剰余金 ○ 利益剰余金（又は欠損金） ○ 自己株式	控除資産	○ 固定資産（担保提供された土地・建物及び上場有価証券等を除く） ○ 繰延資産 ○ 預託金 ○ 顧客への立替金（2 週間以上） ○ 関係会社株式等 ○ 前払金・前払費用 ○ 劣後ローン等の相互持合い分
補完的項目	○ 金融先物取引準備金（証券取引責任準備金）（商品取引責任準備金） ○ 一般貸倒引当金 ○ 投資有価証券評価益 ○ 劣後特約付借入金 ○ 劣後特約付社債	固定化されていない自己資本 （資本－固定資産等）	

3. リスク相当額（自己資本規制府令 4 条等）

$$\text{リスク相当額} = \boxed{\text{市場リスク相当額}} + \boxed{\text{取引先リスク相当額}} + \boxed{\text{基礎的リスク相当額}}$$

○ 市場リスク：保有資産の価格変動等により資産価値が目減りするリスク（①金利リスク、②外国為替リスク、③株式リスク、④コモディティリスク）
（＝各リスクカテゴリーにおけるポジション×リスクウェイト）

○ 取引先リスク：取引先の契約不履行等による損失リスク
（＝与信相当額×リスクウェイト）

○ 基礎的リスク：経常費用の支払い、事務ミス等、日常業務を行う上で留意すべきリスク
（＝営業費用の 3 か月分）

【特集：「金融検査評価制度」について】

前文

金融庁は、昨年12月24日に公表された金融改革プログラムにおいて、現在の金融システムをめぐる局面を「不良債権問題への緊急対応から脱却し、未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある」とした上で、望ましい金融システムを「民」の力により実現するための具体的な施策の1つとして、「検査における評価制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」を提案しました。

これを受け、当庁は、外部の有識者を加えた「評価制度研究会」を検査局内に設けました。当研究会では評価制度のあり方について専門的・技術的観点から14回にわたる検討を重ね、その成果として「評価制度研究会報告書」（以下「報告書」）をとりまとめたところです。今般、当庁は、報告書等を踏まえて「[金融検査評価制度（FIRST）（注）](#)」を策定し、[検査局長通達（17年7月1日付）](#)として発出しました。金融検査評価制度の基本的な考え方や内容については、同報告書に詳述されているところですが、本稿では、「金融検査評価制度（FIRST）」のポイントについて紹介することとします。

（注）略称FIRST = Financial Inspection Rating System

背景

評価制度導入に至った背景には、金融システムを巡る局面が一つの大きな転換点を迎えているとの認識があります。バブル崩壊以来、長きにわたり金融セクターを苛んできた不良債権問題にも漸く正常化への道筋が見えつつあります。更に周囲に目を転ずれば、規制緩和、技術革新、グローバル化等、目覚ましい環境変化が進展しています。こうした中、金融機関には、守りのリスク管理一辺倒ではなく、リターンも踏まえた、いわば攻めのリスク管理態勢の構築が求められてきています。自らの体力や特性に照らして相応しいビジネスモデルを自ら構築していくことが、金融機関に期待される新しい経営のあり方となってきています。そのバックボーンとなるのは、ガバナンス、即ち、各金融機関の経営管理のあり方です。経営管理とは、単に問題が起こらないように組織を内部管理するだけにとどまらず、更に進んで、将来を見据えた戦略を統一的な管理体制の下で築き上げるプロセスでもあります。

こうした時代認識の下、改めて、「民」と「官」の適切な距離感を見出すことが求められていると考えます。そもそも金融機関経営のあり方は、「民」の自己責任で決めるのが基本であり、「官」の関与は限定的であるべきです。金融検査の位置づけはそうした文脈の中で確認する必要があります。金融検査とは、「金融検査マニュアル」にも記されているとおり、あくまで金融機関自身の内部管理と外部監査、そして市場規律による監視を前提に、それらを補完するものにとどまらなければなりません。要すれば、「金融検査において、すべてを検査することは、可能でもなければ、必要でもない」のであります。

意義

「金融改革プログラム」は、望ましい金融システムを「民」の力により実現すると宣明しています。これに相応しい金融検査のあり方とは、まずもって、金融機関自身の自主的・持続的な経営改善に向けた努力を促していくものでなければなりません。検査とは、もとより金融機関の経営実態を様々な角度から検証するものであるが、それが単なる問題の指摘だけに終わってしまっているようでは検査を行う意味が問われるのではないのでしょうか。検査の結果を金融機関自身の経営改善に結びつけていくという観点から、検査のあり方を見つめ直すべきです。これまでの検査結果通知では、検査によって把握した問題点は指摘されますが、法令等遵守態勢や各リスク管理態勢のレベル感が不明確という面はなかったか。リスク管理態勢ごとに段階評価を付し、レベル感を示すことと

すれば、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けになるのではないのでしょうか。また、評価という営みは、評価する側、される側の双方に説明責任を課します。段階評価を行うことは、検査官が金融機関と双方向の議論を尽くし、自らの説明責任を果たす契機ともなります。ここに評定制度導入の意義があります。金融機関と検査官が同じ目線で双方向の議論を尽くす、これが検査局の考える、金融機関との新たな間合いなのです。

評定結果を検査の濃淡など、その後の選択的な行政対応に結びつければ、金融機関への動機付けの意味合いが高まるばかりでなく、金融庁にとっても、より効率的かつ実効的な検査の実施につながります。金融行政の透明性が高まり、金融機関にとっての予見可能性の向上にも大きく資することが期待されます。

要すれば、「評定制度」導入の主眼は、金融機関と当局との距離感を今一度見つめ直し、その結果として、双方向の議論を尽くし、金融機関自らの経営改善を促していく、新しい対話のルールを創るところにあるのです。

制度の枠組み設計の考え方

以上を踏まえて、「評定制度」は設計されていますが、具体的な枠組み設計に当っては、①金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けになっているか、②金融庁、特に金融検査に期待される任務に則った制度となっているか、③真に検査の効率性と実効性の向上に資するような制度となっているか、という3つの視点を重視しています。

また、金融検査は、これまでの検査やオフサイト・モニタリング等を通じて得られた、金融機関の規模や特性、特にリスク・リターン特性に応じたリスク管理のあり方を評価するものであり、機械的・画一的な判断に陥ってはならないという点も念頭においています。

制度の具体的な枠組み

1. 評定項目について～マニュアルの項目に変更点～

これまでの、いわゆる「マニュアル検査」の結果、金融機関と検査官の目線にもある程度の統一感が生まれつつあること等を踏まえ、運用の統一性を確保する観点から、基本的枠組みは、現行の金融検査マニュアルに沿ったものとしています。ただ、時代の流れを踏まえ、金融検査マニュアルの既存項目に、3つの変更点を加えています。1つは、「顧客保護等管理」に関する項目を独立項目とし、法令等遵守の中に位置づけたことであります。次に、「自己資本管理」について、これまでは「信用リスク管理」の中の1チェック項目にすぎなかったものを独立項目とし、かつ「リスク管理（共通）」の一部に格上げしました。更に、これまで「事務リスク」、「システム・リスク」に分かれていた2項目を1つに統合し、「オペレーショナル・リスク」にしました。

項目変更の第一の理由は前述のとおり、時代の変化に対応するためであります。規制緩和等の進展により、金融機関はこれまで以上に自由に様々なビジネスモデルを展開できるようになり、様々な窓口で様々な商品を売ることのできる環境になりつつあります。このような環境では、顧客保護がますます重要となります。従来、顧客保護については、「事務リスク」の中で、苦情処理を適切に行っているかという程度の位置付けでありましたが、今般「顧客保護」の重要性を認識し、その位置付けを「法令等遵守」に格上げした上で独立の評価を与えました。

「自己資本管理」が「信用リスク管理」の一部であったのは、かつては、自己資本比率が、金融機関の抱える信用リスクをやや不正確な形で代表している指標に過ぎなかったからであります。しかし、昨今の金融理論と実務の進化の結果、自己資本比率という概念は高度に洗練され、金融機関が抱える全てのリスクを統合的に認識・評価し、コントロールする指標として理論的・実務的に明確な位置づけが与えられるようになってきています。その流れの延長線上にあるのがバーゼルⅡであります。わが国でのバーゼルⅡ実施は平成19年3月末以降になりますが、評定制度においては、その流れをいわば先取りする形で、「自己資本管理」を「リスク管理（共通）」に格上げし、独立の評価を与えることとしました。

他方、従前の「事務リスク」については、「顧客保護」を取り除いてしまうと、中身が薄くなっ

てしまいます。また、パーゼルⅡにおけるリスク・カテゴリーも踏まえ、「システム・リスク」とあわせて、「オペレーショナル・リスク」と位置づけることとしました。

2. 評価基準等～4段階評価の水準感～

段階評価については、偶数段階評価とする方が、5段階等の奇数段階評価よりも、甲乙を明確に示すことができ、経営改善に向けた動機付けやメリハリのある行政対応に資すると考え、A、B、C、Dの4段階評価としました。

4段階評価の水準感は、まず「A」が「強固な」管理態勢が経営陣により構築されている状態、次に「B」が「十分な」管理態勢の状態、そして「C」が「不十分な」管理態勢で「改善の必要」が認められる状態、最後に「D」が管理態勢に「欠陥または重大な欠陥がある」という状態であります。これら基準を読み解く上で、幾つかのキーワードがあります。まず、すべての項目に「経営陣により」という言葉が入っています。管理態勢を適切に構築する上で、ガバナンスは決定的な重要性を有することから、評価に際しても、管理態勢が「経営陣主導により」強固に構築されているか否かに1つの目線を置いています。「A」「B」「C」「D」はいわゆる「優」「良」「可」「不可」と同様の水準なのかというご質問をよく受けるが、これは少し違います。「C」は、「可」ではなく、むしろ「不可」に近い。管理態勢が「不十分」というだけではなく、「改善の必要」があるというところにポイントがあるからです。前述したように、そもそも評価制度は、選択的行政対応への反映を意識したものであるため、そういう観点から、「A」、「B」、「C」、「D」の評価や基準の相場が決まってきます。すなわち、「C」について言えば、何らかの「改善が必要」ということになります。つまり、何らかの形でその後の検査で十分検証する必要があると検査官が認識したものと言えます。言い換えれば、管理態勢が「不十分」であって、日を置かずに改善状況をチェックする必要があると認められる水準が「C」ということなのであります。

なお、総合評価については、評価制度導入当初においては各評価項目のウェイト付けが容易でなく、また、総合評価がひとり歩きした場合、無視し得ない風評リスクが生ずる可能性を現状では排除し切れないとの観点から、当面、導入を控えることとしています。

3. 選択的行政対応とのリンク～評価結果と検査の濃淡～

検査は、金融機関の規模や業況等を勘案し、必要に応じて、適時適切に実施するものでありますが、その際、評価結果も、その後の検査の濃淡、具体的には、検査頻度、検査範囲、検査深度に反映させていくものとします。

まず、検査頻度については、例えば、個別項目において低評価項目がない場合（例えば、「A」と「B」評価のみで、「C」以下の評価がない場合）は平均よりも長い検査周期とし、個別項目において低評価項目が少ない場合（例えば、「A」、「B」、「C」評価のみで、かつ、「C」評価も2つ以下にとどまる場合）は平均的な検査周期とし、それら以外の場合は平均より短い検査周期とする、といったことが考えられます。いずれにせよ、具体的な基準については、評価制度を一定期間実施した上で実態等を踏まえて決定するのが望ましいと考えられます。

また、検査範囲等についても、前回検査で高い評価を受け、その後の監督部局のモニタリング等においても問題が認められない項目については、次回検査において検証範囲から除くというように、評価の結果を検証範囲に反映させます。更に、例えば、自己査定に関連する内部管理態勢について、高い評価結果が得られた場合に、自己査定の検証における抽出率を低下させる等、前回検査で評価の高い項目については、検証深度を限定的なものとし、低い項目については深く掘り下げるというように、評価の結果を検査深度に反映させることも考えられます。

評価結果と監督上の対応のリンクについては、まず、検査において何らかの指摘事項があれば、評価結果如何に関わらず、常に銀行法第24条などに基づく報告徴求が行われますが、評価結果は、この24条報告等も踏まえ、金融機関の業務の健全性や適切性確保に向けた自主的な取組みを早期に促していくための一つの判断要素として用いられることとなるでしょう。

4. 意見申出制度の適用について～透明性、公平性の確保～

評価制度は「双方向の議論」を充実させることを目的としたものでもあるため、検査の際に十分

議論を交わすことが期待されます。それでもなお、意見が合わなければ「意見申出制度」を利用できることとしています。意見申出制度とは、検査班以外の検査局幹部に直接意見を申し出て審理してもらうことにより、金融検査の質的水準及び判断の適切性について更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的とする制度であります。今般、同制度の運用改善として、意見申出審理会に外部の専門家を加え、一層の透明性、公平性の確保を図ることとしています。

5. 実施時期～平成 18 年 1 月から施行、7 月以降本実施へ～

本制度は、初めての試みであることから、いきなり施行するのではなく、まず一定期間、試行することとしています。この点、「報告書」においては、「平成 17 検査事務年度中に試行を開始」するとしているところではありますが、当庁としては、平成 18 年 1 月から試行を開始することを考えています。試行開始までの半年間は、検査官に対する研修や金融機関への説明会を実施し、円滑な試行開始に向けた準備体制を整えていくこととします。

その上で、本施行への移行については、「報告書」では、「平成 18 検査事務年度以降、速やかに施行に移す」こととされています。もとより、本制度は、検査官が金融機関ときちんと議論した上で、当該金融機関のリスク管理態勢の評価について意見を一致させるよう努めることを想定しています。従って、「なるほどこれならば「C」評価もやむをえない」と金融機関も納得するような一般的な相場観についての目線合わせが重要となるでしょう。そういう状態になるまでには最低半年から 1 年の期間が必要だろうと考え、平成 18 年 7 月以降の本施行ということにしています。円滑な施行に移せるよう、検査官同士、そして金融機関との間で、目線の統一等、環境整備に努めていきます。

パブリック・コメントの反映

評定制度案に対して寄せられたパブリック・コメント全 76 件のうち、多くは、今後の運用の改善や見直しに関するものでありました。評定制度そのものに対する具体的コメントは 35 件あり、そのうち 13 件については、コメントを踏まえ、適宜、必要な修正を行いました。

最後に

今後、重要なことは、新たな施策を、実際に検査部局及び被検査金融機関の双方に定着させ、円滑な実施を図ることです。これが新事務年度の大きな課題であると認識し、金融庁として、しっかりと取り組んでいきます。

金融検査評価制度の概要

【Ⅰ. 背景】

1. 金融改革プログラム

- ・ フェーズの転換——「不良債権問題への緊急対応」から「将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面」へ
- ・ 望ましい金融システムを「民」の力により実現⇒施策の1つ「検査における評価制度の導入等」

2. 金融検査の基本的考え方

- ・ フェーズの転換とともに、金融検査マニュアルが目指す新検査方式への移行に推進をかける時期に
- ・ 新検査方式とは、「検査3原則の徹底」「結果よりもプロセスチェックを重視」「資産査定中心から、リスク管理重視へ」等
* 検査3原則（金融検査マニュアル）———①補強性の原則 ②効率性の原則 ③実効性の原則

【Ⅱ. 意義】

1. 金融検査の結果について、指摘事項の記載に加え段階評価を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとするとともに、金融機関と検査官の双方向の議論を充実させる。
2. その後の選択的行政対応に結びつけることで、動機付けの意味合いを高め、より効率的かつ実効的な検査を実施できるようにする。
3. 金融行政の透明性を高め、金融機関にとっての予見可能性の向上に資することが期待される。

【Ⅲ. 枠組み設計の考え方】

金融検査評価制度のあり方を考える視点

- ① 金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けになっているか。
- ② 金融庁、特に金融検査に期待される任務に則った制度となっているか。
- ③ 真に検査の効率性と実効性の向上に資するような制度となっているか。

評価項目

- ・ 金融検査マニュアルの項目を基本とする。

金融機関の規模や特性を踏まえた評価

- ・ 金融機関の規模や特性に応じたリスク管理のあり方を評価。機械的・画一的評価にならないように留意。

【Ⅳ. 具体的枠組み】

1. 金融検査評定制度の基本的枠組みは現行の金融検査マニュアルに沿ったものとする。

評定項目は、9項目。

「法令等遵守態勢」

「信用リスク管理態勢」等

2. 評定段階（4段階評価）

- ① A 評価は、強固な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
- ② B 評価は、十分な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
- ③ C 評価は、経営陣による管理態勢の構築が不十分で、改善の必要が認められる状態、
- ④ D 評価は、管理態勢に欠陥または重大な欠陥が認められる状態。

* 総合評定は、行わない。

3. 選択的行政対応とのリンク

- （1）検査は、金融機関の規模や業況等を勘案し、必要に応じて適時適切に実施するものであるが、その際、評定結果もその後の検査の濃淡（検査頻度、検査範囲、検査深度）に反映。

・まず検査頻度については、例えば

- ① 低評価項目がない場合（例えば A と B しかなく、C 以下の評価がない場合）⇒平均より長い検査周期
- ② 低評価項目が少ない場合（例えば、A、B、C 評価しかなく、かつ、C 評価も 2 つ以下にとどまる場合）⇒平均的な検査周期
- ③ 上記以外の場合⇒平均より短い検査周期

・評価の高低を、検査範囲や自己査定の検証における抽出率等の検査深度に反映させる。

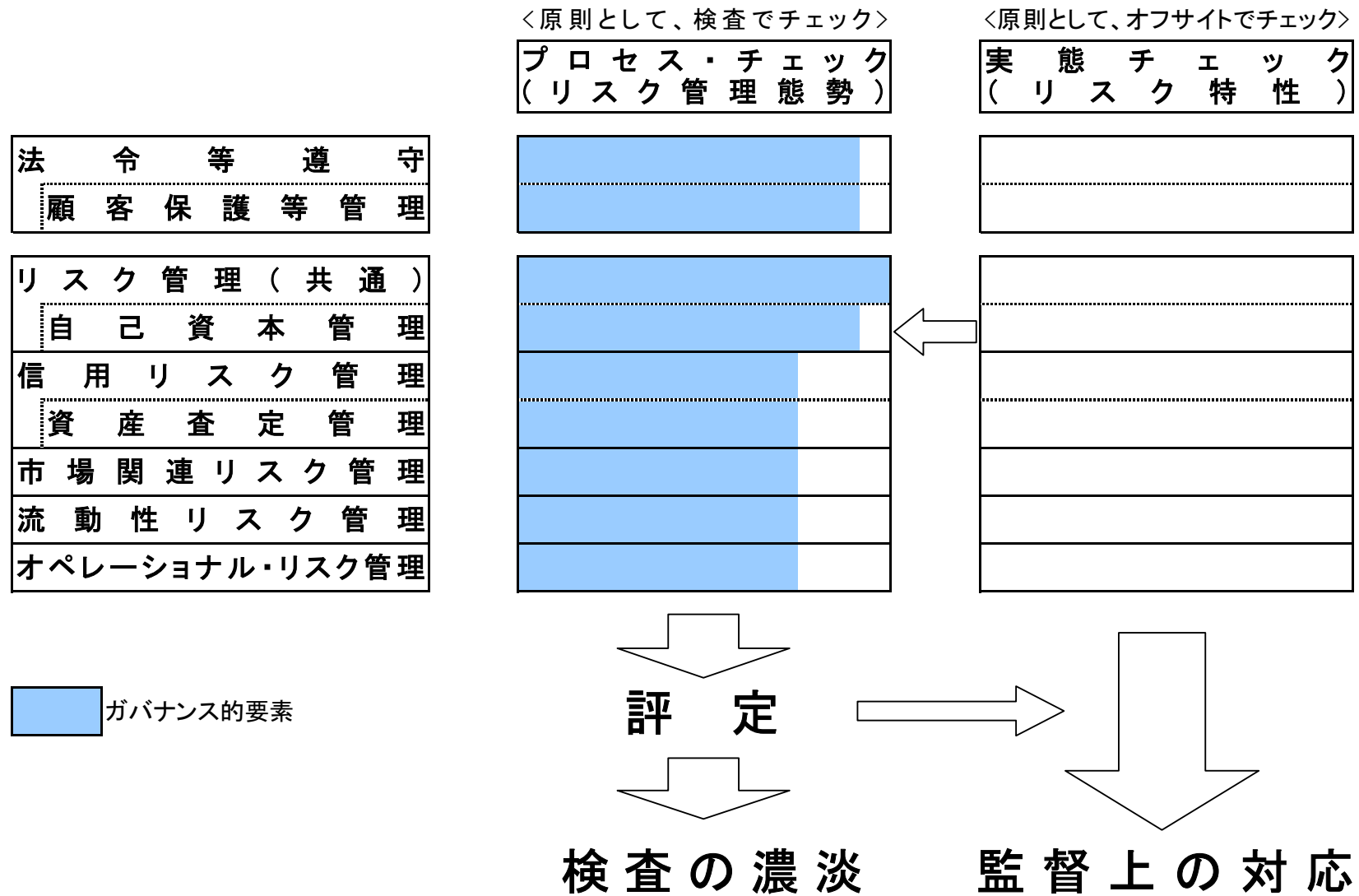
- （2）監督上の対応へのリンク

検査において指摘事項があった場合の銀行法第 24 条に基づく報告も踏まえた上で、監督上の対応を行う判断要素の 1 つとして用いる。

4. 評定手順等

- ・ 主任検査官は、エグゼクティブミーティングにおいて、評定結果について十分な意見交換を行い、意見の一致点及び相違点を確認する。
- ・ 被検査金融機関は、立入検査終了後、評定結果について意見相違がある場合は、意見申出制度を利用できる。
- ・ 最終的な評定結果は、検査結果通知の一部として被検査金融機関に通知されるが、対外的には公表されない。

金融検査評定制度のイメージ図



(注)「中小企業融資」は、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に沿い「信用リスク管理態勢」及び「資産査定管理態勢」の中で評価する。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： T O B（公開買付）について、株式分割が行われた場合の撤回条項が含まれている届出書を受理したということですが、この点についてのお考えをお聞かせ下さい。

A： 一般論で申し上げますと、公開買付の撤回の事由としては、株式交換、合併、破産等が法令上列挙されているとともに、これに準ずる事項で公開買付届出書において指定した事項が生じた場合には、撤回が可能とされているところです。株式分割自体は、例示に含まれていませんが、公開買付期間中に株式分割が行なわれた場合に、撤回が認められないとすることは公開買付者に非合理的な買付を強いることになります。従って株式分割が行われ、公開買付の目的の達成に重大な支障となる場合には、公開買付の撤回が可能であると解することが妥当であると考えられます。

[（平成 17 年 7 月 22 日（金） 閣議後会見 抜粋）](#)

Q： T O B 期間中の株式分割後の権利についても、T O B の対象に含めることを容認するという点についてはどうお考えでしょうか。

A： 株式分割により将来発行される株券の買付も、基本的に公開買付の対象となる株券等の買付に該当するものと解されます。仮に、これが公開買付規制の対象外とされた場合、これらの権利の買付が証券取引法の規制を受けることなく、全く自由に行われることになると解さざるを得ず、かえって証券取引の公正性の観点から問題が生じることに留意する必要があると思っています。

[（平成 17 年 7 月 22 日（金） 閣議後会見 抜粋）](#)

Q： 金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の取りまとめ結果の概要について教えてください。

A： 今般の一斉点検は、金融が、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野であることを踏まえ、本年 4 月の個人情報保護法等の施行に合わせて、預金取扱金融機関、証券、保険の各業態の金融機関等に対し、個人情報管理態勢に係る一斉点検を実施し、その結果を 6 月末

までに報告するよう要請したものです。

現在、要請を行ったほぼ全ての金融機関から報告を受けており、全体で 1,069 機関ある中で、紛失等が発覚した金融機関等の数は 287 機関、全体の 26.8%となっています。

個人情報の先数で見ますと、合計で約 678 万先について紛失等が発生しています。そのうち、不正利用などに繋がり、顧客に被害が発生した、又はその可能性が高いと報告されているものは、現時点ではありません。

金融機関の対応としては、紛失等が発覚した 287 の金融機関全てにおいて、問い合わせ窓口の設置などの顧客対応、或いは役職員への指導・啓発や業務フローの見直しなど、再発防止のための内部態勢の整備等が講じられている、又は講じられる予定になっています。

今般の一斉点検の結果は、基本的には個人情報保護法等が施行される 4 月 1 日以前に発生した事実とはいえ、このように、多くの金融機関において紛失等の事実が判明したことは大変遺憾であります。個人情報保護法等の施行後においては、金融機関における顧客情報の適切な管理は、個人情報の保護及び金融機関に対する利用者の信認の確保等の観点から一層重要であると考えており、各金融機関においては、引き続き、顧客情報の適切な管理に努めてほしいと考えています。

Q： 銀行の個人情報管理の問題ですが、個人情報の先数も、機関数もかなり多いと思いますが、今後の金融庁としての対応は、どのようにお考えですか。

A： 一斉点検の結果を踏まえての今後の金融庁の対応については、個々の報告内容等を精査した上で検討することにしたいと思います。その際には、個々の事案の重大性、悪質性を精査することになりますが、今般の一斉点検は、金融は国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野であることを踏まえ、各金融機関に対し自主的な取組を要請したものであること、個人情報保護法等が施行される 4 月 1 日時点の個人顧客情報についての点検監査を求めたものであること、一斉点検以外で発生した事案の有無や各金融機関で現在行っている対策や安全管理態勢の適切性、こうしたことを総合的に勘案して判断する必要があると思っています。

(平成 17 年 7 月 22 日 (金) 閣議後会見 抜粋)

【お知らせ】

○ 金融庁にアクセス！ 子ども見学デーの参加者募集について

子どもたちに対し業務説明や職場見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休み広く社会を知る体験活動の機会として、中央省庁等が業務説明や職場見学などを行う「[子ども見学デー](#)」(文部科学省主催)については、本年も各省庁を連携して、8月24日(水)～25日(木)に実施されます。

金融庁としても、この機会にあわせて暮らしの中の金融の働きや金融庁の仕事についての理解を深めてもらうことを目的として、以下のプログラム(事前予約制)等により実施を予定しています。

プログラムの詳細や応募方法等について、詳しくは金融庁ホームページから「[金融庁の『子ども見学デー』](#)」にアクセスしてください。

皆様のご応募をお待ちしております。

開催日時	平成17年8月24日(水)及び25日(木) 10:00～12:00 ←開始時間が変更となりました
開催場所	金融庁(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館)
対象	小・中学生(保護者同伴可)
開催内容	★ 金融や金融庁の仕事についての説明 ★ 庁内見学 ★ 大臣または副大臣、政務官との懇談
募集人員	40人程度(各日20人程度(保護者を除く))
問合せ先	金融庁総務企画局政策課広報室 電話 03-3506-6000(内線 3114、3125)

※ 事前に応募のない方の当日参加は受け付けておりませんので、ご注意ください。

※ 応募者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。

※ 抽選の結果は、返信用ハガキにて後日ご連絡いたします。

※ プログラムについては、やむをえない事情により内容が変更される場合もありますので、予めご了承ください。

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【[大臣に質問!](#)】、【[副大臣に質問!](#)】【[政務官に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」「[副大臣に質問](#)」「[政務官に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

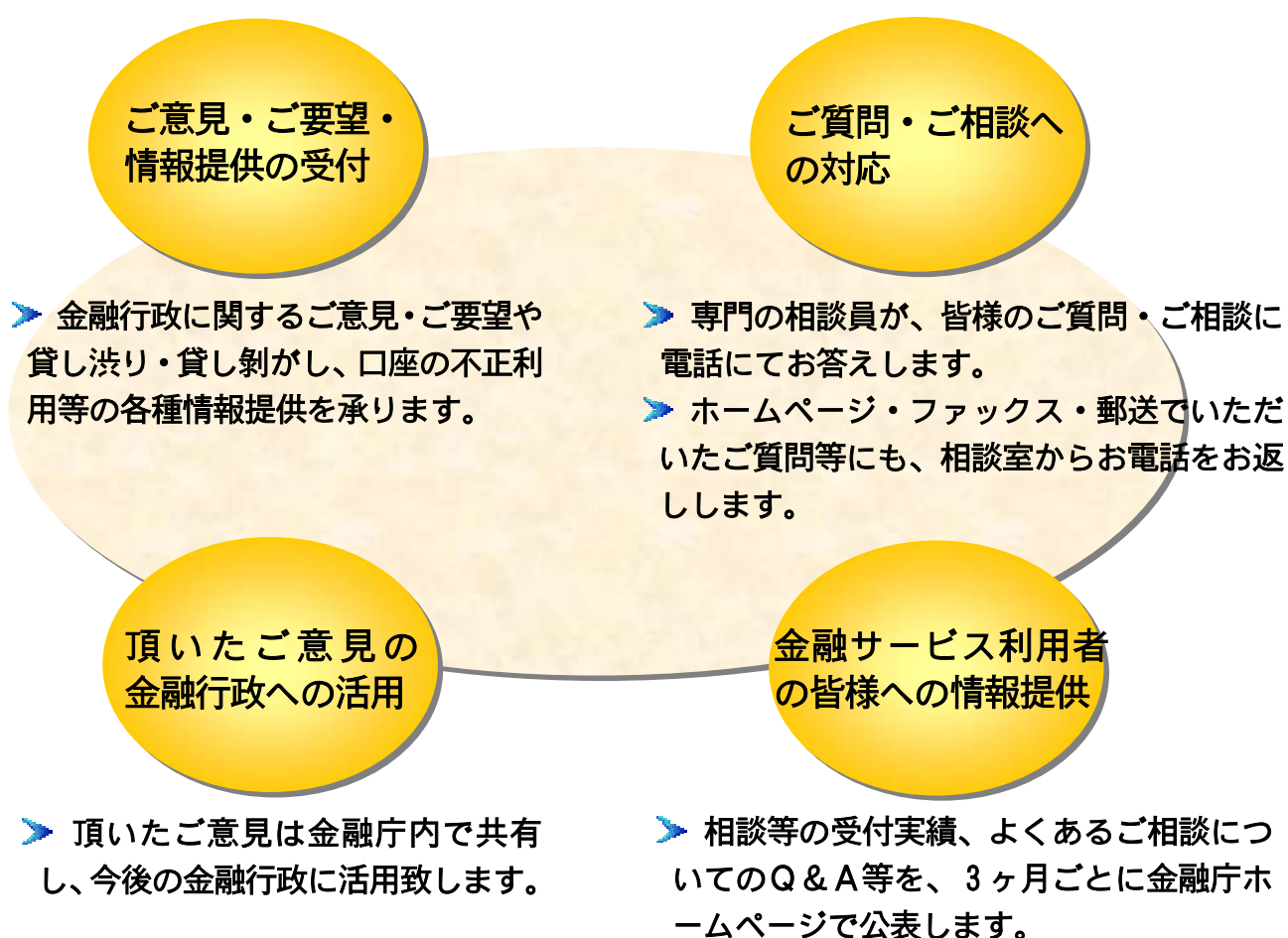
金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する
「金融サービス利用者相談室」を設置しました。

◆ 相談室が提供する 4 つのサービス



- ご留意事項 -

- ❏ 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ❏ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承下さい。
- ❏ これまで金融庁・各財務局等で受け付けていた「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報は、今後、相談室で対応致します。

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間： 平日 10:00～16:00
- 電話番号： 03-5251-6811
- 受付の流れ：

まずは、上記番号にダイヤル



内容に応じて、番号をプッシュして下さい。

- ① 預金・融資等に関するご相談（貸金業を含む）
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ その他



相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ホームページでの受付

- 金融庁ホームページのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～16:00 の間に、お電話をお返し致します。
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもありますが、ご理解願います。お急ぎの方はお電話にてご連絡願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号： 03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～16:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもありますが、ご理解願います。お急ぎの方はお電話にてご連絡願います。

【6月の主な報道発表等】

- | | | |
|---------|----------------------|--|
| 1 日(水) | | ・ 第 17 回偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催 |
| 3 日(金) | アクセス | ・ ユーエフジェイ信託銀行株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
・ 第 29 回金融トラブル連絡調整協議会開催 |
| 7 日(火) | アクセス | ・ 証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び内閣府令（案）の公表
(パブリック・コメント) |
| 8 日(水) | | ・ 第 6 回保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム開催 |
| 9 日(木) | アクセス | ・ 保険業法施行令の一部を改正する政令（案）及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の公表
(パブリック・コメント) |
| | アクセス | ・ 金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）に対するパブリック・コメントの結果
・ 企業会計審議会内部統制部会開催 |
| 10 日(金) | アクセス | ・ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）の公表
(パブリック・コメント) |
| | アクセス | ・ 株式会社ダヴィンチ・セレクト、ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社に対する投資信託委託業者の認可 |
| | アクセス | ・ 三井生命保険株式会社に対する行政処分 |
| | アクセス | ・ 株式会社東和銀行に対する行政処分（関東財務局長処分） |
| | アクセス | ・ 株式会社香川銀行に対する行政処分（四国財務局長処分）
・ 第 18 回偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催 |
| 13 日(月) | | ・ 第 5 回金融経済教育懇談会開催 |
| 14 日(火) | アクセス | ・ 地域銀行の平成 16 年度決算の概要（暫定集計値） |
| | アクセス | ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その 32）の発出 |
| 15 日(水) | アクセス | ・ 金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係府省令の整備等に関する府省令（案）に対するパブリック・コメントの結果 |
| | アクセス | ・ 金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令（案）に対するパブリック・コメントの結果
・ 第 4 回貸金業制度等に関する懇談会開催 |
| 16 日(木) | | ・ 第 19 回偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催 |
| 17 日(金) | アクセス | ・ 保険会社向けの総合的な監督指針（案）の公表
(パブリック・コメント) |
| | アクセス | ・ 新しい自己資本比率規制の見直し後の規制（案）に対するパブリック・コメントの結果 |
| | アクセス | ・ いちよし証券株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分） |
| | アクセス | ・ 明和証券株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分） |
| | アクセス | ・ 株式会社群馬銀行に対する行政処分（関東財務局長処分） |
| | アクセス | ・ 富士信用組合に対する行政処分（近畿財務局長処分） |

- ・ 第 15 回評定制度研究会の開催
- 21 日(火) [アクセス](#)
 - ・ 平成 17 年度「子ども見学デー」の開催について
 - ・ 第 6 回金融経済教育懇談会の開催
- 23 日(木)
 - ・ 第 7 回保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム開催
 - ・ 企業会計審議会監査部会開催
- 24 日(金) [アクセス](#)
 - ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディーグループの最終報告書の公表
 - [アクセス](#)
 - ・ あおもり信用金庫に対する行政処分（東北財務局長処分）
 - [アクセス](#)
 - ・ 瀬戸信用金庫に対する行政処分（東海財務局長処分）
 - [アクセス](#)
 - ・ 丸八証券株式会社に対する行政処分（東海財務局長処分）
 - [アクセス](#)
 - ・ クレディアグリコル インドスエズ証券会社東京支店に対する行政処分
 - [アクセス](#)
 - ・ 金融コングロマリット監督指針（案）に対するパブリックコメントの結果
 - [アクセス](#)
 - ・ 金融コングロマリット監督指針等の策定
 - [アクセス](#)
 - ・ 金融先物取引業者向けの総合的な監督指針の策定
 - ・ 企業会計審議会内部統制部会開催
 - 28 日(火) [アクセス](#)
 - ・ トップリート・アセットマネジメント株式会社、エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社に対する投資信託委託業者の認可
 - [アクセス](#)
 - ・ 証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）に対するパブリック・コメントの結果
 - [アクセス](#)
 - ・ 金融会社関係事務ガイドライン（金融監督等にあたっての留意事項（第三分冊：金融会社関係）の改正
 - ・ 第 32 回金融審議会金融分科会第一部会開催
 - 29 日(水) [アクセス](#)
 - [アクセス](#)
 - ・ ワールド日栄フロンティア証券株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
 - ・ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムに基づく取組み実績と総合的な評価を公表
 - ・ 第 5 回貸金業制度に関する懇談会開催
 - 30 日(木) [アクセス](#)
 - ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正
 - ・ 第 7 回金融経済教育懇談会開催
 - ・ 第 8 回保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム開催
 - ・ 企業会計審議会監査部会開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。